

【宜野湾市】

端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|-------|--------|-------|--------|
| ① 児童生徒数 | 9,464 | 9,411 | 9,317 | 9,224 | 9131 |
| ② 予備機を含む 整備上限台数 | 0 | 0 | 10,714 | 0 | 0 |
| ③ 整備台数 (予備機除く) | 0 | 0 | 9,317 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 0 | 9,317 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | 0 | 0 | 100% | 100% | 100.0% |
| ⑥ 予備機整備台数 | 0 | 0 | 1,397 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 0 | 1,397 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | 0 | 0 | 15% | 0% | 0% |

(確認事項)

- ・児童生徒数は、小学校9校、中学校4校の児童生徒数の合計とする。
- ・予備機については、国の補助上限の15%を念頭に、常時活用を可能とするための十分な台数を整備する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・令和8年度に児童生徒用9,317台、予備機を1,397台、合計10,714台の更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数：10,304台
- 処分方法
 - ・その他（更新事業者及び保守業者に委託）：9,565台
 - ・その他（サポート切れまで学校で継続して利用する）：740台

使用可能な端末は、学校支援員等の業務端末としての活用や、オンラインでの授業配信を行う際の補助端末として活用する。また、再使用等できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託する予定。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- 処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和8年 9月 新規購入端末の使用開始
 令和8年 10月 使用済端末の精査
 令和8年 12月 使用済端末の事業者への引き渡し